

平成 21 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会  
第 3 回会議要旨

< 出席者 >

外部評価委員（4 名）

岡本部長、小菅委員、中原委員、山村委員

事務局（3 名）

木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

説明者（5 名）

基本目標：個別目標 1 「一人ひとりが個人として互いに尊敬しあうまち」

個別目標 2 「子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち」

子ども家庭課長、子どもサービス課長、保育課長、男女共同参画課長、学校運営課

< 開催日 >

平成 21 年 8 月 31 日（月）

< 場所 >

区役所本庁舎 6 階 第 4 委員会室

< 開会 >

1 ヒアリングの実施

【部会長】

おはようございます。台風接近という中でヒアリングありがとうございます。

外部評価委員会では、今年度、総合計画の初年度に当たる 20 年度の施策事業を評価するという事で、基本的に全部の事業を対象にして、大項目である基本目的を意識して評価いたします。今年度は協働という視点を軸に評価していこうということでございます。

外部評価委員会は 3 つの部会に分かれておりまして、ここ第 2 部会は、福祉・子育て・教育・くらしをテーマとする、ということになっております。私が部会長の岡本でございます。よろしくお願いいたします。

< 委員自己紹介 >

< 説明者自己紹介 >

【部会長】

私どものほうからお聞きしたい内容について項目提示させていただきまして、それについてご回答いただいております。ありがとうございました。

進め方といたしましては、ヒアリング項目の順番でいきますと、男女共同参画からになります。ご回答いただいた内容等について、追加やご説明等ございましたらお願いいたします。

#### 【説明者】

では、ヒアリング項目 6 区政モニターでの回答率50%の意味、また、目標値が高いほうがよいのではないか、目標値を50%とした根拠はどこにあるのかということでございます。

毎年度私どものほうで、区長室広聴担当課が実施する新宿区区政モニターアンケートの中で、男女共同参画に関する意識についてお聞きしております。この質問の仕方ですが、トータルで7つの項目、あなたは次の7つのそれぞれの分野で男女共同参画がなされていると思いますか、男性のほうが優遇されている、女性のほうが優遇されている、平等である、というような聞き方をさせていただいているものでございます。

それぞれ家庭生活、職場、学校教育の場、政治の場、法律や制度の上で、社会通念・慣習・しきたりなど、地域活動の場という7つの項目で聞いております。これが男女平等であるというふうに感じているという項目で一番数値が高いのは、学校教育の場というところです。平成20年度の調査でございますが、66.9%の方が平等であると感じていただいております。

その次に、同率になるんですが、法律や制度の上でというものと地域活動の場というもので、47.1%になってございます。一方、一番低いものになりますと、13.1%という低い回答なんですが、こちらが社会通念・慣習・しきたりなどということの部分になってございます。また、その次に低い部分では政治の場という回答をいただいております。

こういう区政モニターの方の回答を踏まえまして、回答を書かせていただきました。今、回答の部分で少し数値等を入れまして詳しく説明をさせていただきましたが、私ども男女共同参画課では、この目標値というものは確かに高いほうがいい、平等であると感じている方の割合は、当然100%というのが理想の姿であると思っております。7つの項目をトータルで平均いたしますと、男女平等であると感じていただいている方の割合は36.7%になるんですね。この平均値を、計画事業の指標1の実績としたものですが、私ども男女共同参画といたしまして、当面達成可能な現実的な数値としてこの指標の目標値を50%と設定させていただきました。

この50%になるには、まだ13.3%開きがあるんですが、理想値、そして当面達成可能な目標値ということで50%に設定しております。引き続き男女共同参画に関する講座や、啓発誌でシンポジウム等を通じ普及啓発活動を行い、「広報しんじゅく」にも男女共同参画週間に記事を載せ、普及啓発に努めてまいります。

#### 【部会長】

全体の中で、今のお話ですと、例えばワーク・ライフ・バランスとか、そういうところにもすごく関係していく部分もございませうね。社会通念の問題とかですね。トータルに見て私どもが今回ヒアリングとしてお願いした質問というのは、男女共同参画課にとって当然言われるかなと思ったのか、意外だったのかというはいかがですか。

#### 【説明者】

まず50%は、当面達成可能な現実数値で、理想はあくまでも100%ですが、100%を掲げていてもこれはさすがに厳しいのかなと思っています。確かに50%という根拠は、正直なところ例えばそれが40でも50でも60でもいいわけですし、その部分ではご質問をいただいて、逆に私

どもが50と設定をしているんだなというのを、また改めて認識をさせていただくことになりました。

その次の審議会等における女性の比率の目標値40%については、理想値としては男性と女性の数がちょうど半々、50%ずつと思っているんですが、50%という数値になると、すべての審議会が半々になっているか、もしくはある一方の審議会は女性のほうが多く、また一方の審議会は男性のほうが多くなければ、当然50%にはならないというところです。今現在ちょうど半々を達成している審議会等もございますし、まだそこまでいかない審議会等もございます。まず40%に持っていくためには、50%を達成している審議会よりも、少ない部分の審議회를少し底上げをしていきたい、40%というこちらで掲げました目標数字に向けて努力をしていかなければいけないというところを、また改めて認識をさせていただきました。

#### 【委員】

今ご説明があったんで、ヒアリング項目への回答だけでは受けとめ切れなかった部分が、大分理解できた部分がありますけれども、男女共同参画を考えていくときに大事なことは、先ほど言われた7つの項目をモニターでチェックされているという。まさにそういういろいろな局面で男女共同参画が実現していくことが、これからの我々の望むべき社会だと思うんですね。

そうしたときに、この評価から拝見しますと、ここでの目標の立て方等は少しそれが形式論になっているんじゃないかと思います。もっと7つの局面それぞれごとに、それを達成していくためにどういう努力をすべきか、あるいはそれが難しいのなら難しいということ、難しい問題だと思いますから達成できない部分もあると思いますけれども、一生懸命やって汗を流しているんだというのが出てくるのが、この問題に対しての正しい姿勢じゃないかと、こういうふうにとれるわけですね。これからはそういう学校、職場、政治の面あるいは地域活動、特に地域活動等の局面において、あるいは協働というような側面において、男女共同参画が実現するようなアクションプログラムを求めて推進されることが望ましいんじゃないか、また、そういう視点で評価したりしていただくと、この内部評価も、もう少し光ったものになってくるんじゃないかと思いましたけれども。

#### 【説明者】

私の方からお答えさせていただいてよろしいですか。

#### 【部会長】

はい。

#### 【説明者】

今、委員のおっしゃっていただいたとおり、私どもはやはりまず行政として男女共同参画社会基本法、また新宿区でも条例を定めておりますが、このいわゆる旗振り役という当然の念は持っております。ただ、今おっしゃっていただいたように、協働という視点でどれだけ区民の方の中に、また地域の方の中に入っていったら男女共同参画ということをやったっていかないといけない、また、どれだけうたっていけるかなというのが課題だとは思っております。

その中で、例えば平成20年度は、さまざまな講座を行っております。20年度は講座の数を前

年からしますと約1.5倍ぐらいに数も増やして行っております。その講座の中に、まず区民の方とも協働で考えていく講座がございます。一番大きな講座というのが、年に1回シンポジウムをやっているんですが、昨年度は四谷の区民ホール、450人ぐらい入るホールが満席になりまして、そこで大きなシンポジウムをさせていただきました。このシンポジウムにつきましても、私どものセンターを運営されている運営委員会の方、それと広報紙のほうで公募で委員の方を募集いたしまして、約半年以上の間、いろいろ議論をしながら区民の方と一緒に、逆に言うと区民の方がより中心になって進めていただいたシンポジウムを行わせていただいたのが一つございます。

それと同時に、私どもの講座の中でも区民の方と協働で計画をして行っている講座が多々ございます。

あと、男女共同参画の啓発情報誌という「ウィズ新宿」という冊子があるんですが、こちらのほうも平成19年度から区民の方、編集委員の方を公募いたしまして、公募された編集委員の方と私どもと一緒に、まさにここも協働だと思っているんですが、情報誌をつくらせていただきました。

そういう形で区民の方と一緒に協働していくという部分と、それと平成20年度から私どもの男女共同参画という分野が、それまで総務部にあったものが子ども家庭部のほうに組織改正により移管になりました。子ども家庭部に移ったことで、より子育てですとか、本当に若いお父さん、お母さん、子育て中の若いお父さん、お母さんを意識した講座というものも行うように努力をしております。

例えば、育児ママの再就職講座というのを昨年度から始めたんですが、その講座もこれまでの男女共同参画課の中では対象としにくかった部分の方を対象としたり、あとは講座のチラシ等周知の中でも、子ども家庭部という資源を生かさせていただきまして、より多くの地域に男女共同参画という部分を、言葉をまず広めていく、意識を持っていただく、そして何か私たちの行った講座なり、私たちの啓発誌で気づいていただきたいという、そういう思いは昨年度も、また今年度も強く持ってこの事業を行っております。

#### 【部会長】

多分、今の委員の発言の趣旨の一つとしては、確かに7項目で区民アンケートをして、高いところはより高くしなければいけないのはもちろんなんですけれども、例えばすごく低かった社会通念とかしきたりについて、例えば講座を集中的に行うとか、アンケートの結果を生かした形の講座運営ということだと思えますね。

それと、今の協働でなさっているという形の中で、協働事業進捗状況一覧を見ると、「男女共同参画への啓発活動の充実（パートナーシップ講座）」ということで、共催という形で相手からの持ち込み提案という形の協働をやっていると。これはその都度男女共同参画にかかわるようなイベントをしたいと団体がそちらに言ったときに、共催という立場をとって支援することなんですか。

#### 【説明者】

広報紙で私どものパートナーシップ講座をやりますので、この趣旨にご賛同いただける方は講座を開催してみませんかと呼びかけをしております。講師謝礼の部分を区のほうで負担をいたしますという形でご案内をしております。こちらのパートナーシップ講座なんですが、昨年度、私どものセンターの利用をされている女性団体の方々がこのパートナーシップ講座を使われまして、そして男女共同参画に関する啓発講座を行っていただいたという、そういうような状況でございます。

【委員】

もう一点、男女共同参画をご担当になっていったときに、先ほど言った7つの局面において男女共同参画が十分でないのをそれぞれ推進してこうとすると、実際は他のセクションの施策をサポートしないとそうならないというようなことが、現実の組織としてはあるんじゃないかと思うんですね。そういった意味で、子ども家庭部で男女共同参画という非常に大きなコンセプトを仕切りきれるのでしょうか。もう少し区政モニターでチェックされているように、広いところを軸にして、新宿区の場合、いろいろな点から見て男女共同参画というのは目玉じゃないかと思うんですね。そうすると、例えば女性が多いほうがいい委員会だってあると思うんですね。それから女性が少なくてもいいと言うと語弊がありますがけれども、どちらかといえばやっぱり少ないのも当然だという委員会もあるわけで、そうすると、子ども家庭部で全部そういうことが仕切り切れるかというような感じもして、ちょっといろいろな意味でここについては問題意識を持ったと、こういうことです。

【委員】

今の委員の意見に私も賛成しますが、私はこの適切な目標設定というところがどうなのかなとちょっと疑問に思ったんです。適切であるという判断なんですが、男女共同参画で推進の事業としてできることには非常に限りがあるわけで、委員がおっしゃっていたように、例えば審議会における女性委員の比率という意味では男性が多いところもあって、女性が多いほうがいいところもあって、40%というのは割合と目標設定としては適切なのではないかなと思うんですね。こちらの40%という数は、男女共同参画の仕事として割と影響を及ぼしやすいという意味では適切ではないかと思うんですが、先ほどの区政モニターのアンケートにおける習慣とか職場とか家庭といったところでは、いくら頑張ってもこの数字は非常に頑張っても1%、2%といった上げられるかどうかと、上がったところでそれが本当にこちらの頑張りが反映されたのかというのは、非常に結びつきが難しいところなんですね。

ですので、実際の目標というか理想形としてはこの数値を上げていくところなんですが、それが職員の方々の目標として適切なのかなと。新宿区としては男女共同参画に対して非常に熱心に取り組んでいるというような、そういったアンケートで数値を上げていってあげれば直結すると思うんですが、これを目標としてどうなのかなというのがちょっと感じたところです。

それから、適切な目標設定という意味では、非常に目標を大きく上回った啓発事業参加者数のところですね。こういったものも目標を上回ったという上では非常にいいんですが、最初の目標が、では適切に設定されたのかということところでちょっと疑問に思うところでありまして、

目標設定という意味でちょっと疑問に思った点がございました。

【部会長】

毎年同じ数の目標数、例えば参加者数というのを考えていらっしゃるんですけども、やはりそれは講座の数とかいろいろなところにも影響すると思うんですが、20年度現在で、例えば啓発事業の参加は年間1,000人を超えたわけですので、当然その次の21年度は、やっぱりまた690ではなくて、そこで見直していくというような柔軟性も必要なんじゃないかということなんだと思います。

最後にこのところで1点お聞きしたいんですけども。別紙で審議会の男女委員が40%を占める審議会の一覧表を出していただいたんですけども、そもそも新宿区内に審議会はいくつあるんですか。

審議会全体の中で、例えば男女共同参画課が考えている女性委員の占める割合が40%の審議会が何%かという形のデータの出し方もあるのではないかと。

【説明者】

条例等で設定をされている審議会、また各部等の要綱等で作っている審議会に準ずるような組織といいますか機関、そちらのほうで合計71ございます。女性委員を含む審議会はその71のうち60、これは平成20年10月1日現在の数字です。ですので、全体の84.5%に女性が含まれている。裏を返すと、男性だけの審議会もあるということになります。

それと、先ほどの補足なんですけど、私ども子ども家庭部の中で男女共同参画を進めていく上で、やはり男女共同参画的な施策というものは当然、区全体で行っていく、また区のすべての部署が認識を持っていかなければいけない基本施策だというふうに思っております。これですら私どもの中では、区の中に男女共同参画行政推進連絡会議という副区長をトップにしました、各部長また各主要課長が入りました会議体も設けてございまして、その中でこの女性委員の比率の、例えば向上ですとか、あとは男女共同参画推進計画の進捗状況等を毎年確認をしているという、そういったこともございます。

【委員】

「内部評価実施結果報告書」19ページに個別目標として「参画と協働により自治を開くまち」というのがあって、地域文化部とか総合政策部がご担当なんですけれども、こういうところに男女共同参画という言葉は全然出てこないんですね。要は、他のところが男女共同参画に対して理解が薄いんじゃないかと。担当部は一生懸命やっているかもしれないけれども、そういう基本的なものであれば、男女共同参画について、区民が参加する中で男女共同参画というものを意識しながらやっていきたいと思いますということが、いろんなところに出てくることによって初めてこれが本物になると。

特定のセクションだけがその言葉を使っておられるのではなかなか本当に定着しないですね。

そういうふうに行行政内部の横のPRも含めて、大いに活躍されることを期待しています。

【部会長】

続きまして計画事業9「ワーク・ライフ・バランスの推進」についてはご意見等はございませんでしょうか。

【委員】

この男女共同参画そのもののテーマが、日本の場合に民主主義が導入されてわずかだし、明治の初年まで男尊女卑の社会があるし、大変難しい命題ではあると思うんです。ただ、新宿区の場合、23区内で初めて女性区長が誕生したということもありますので、かなり客観的に見て重要な課題ではないかと思えます。

全体的に私は、この男女共同参画の評価については計数ではないんじゃないか、この評価をした場合、何%、何%というのはなかなか出にくいんじゃないだろうかと思ひまして、男女共同参画の評価については、計数よりも姿勢だということをお前提に3つばかり教えていただきたいことがあります。

1点目は、50%の目標値はよくわかりました。これが先行研究とか、あるいは先進区市の例とか、あるいは客観的な科学的な根拠みたいなものがあるととてもわかりやすいと思うので、何かこれを位置づけるような工夫をこれからされたほうがいいんじゃないか。回答の中にも、50%の目標値について何か根拠がほしいということで、何かそういうものがないかということをお1点目、ちょっとご質問したいと思ひます。

2点目は、一番進んでいるセクション、7つの領域、局面の中で学校関係が66%達成しているという大変結構な話がおございました。私が2番目に質問したいのは、学校の中で66%も達成している平等観があるという反面、必ず学校現場の場合に弊害が伴うんです。つまり、名簿が男女混合だと非常に扱いにくい。どっちかというお男子が先で女子が後ということでしたから、名簿の問題とか、あるいは学校の場合に必ず教科指導するわけですけども、男女差というのはどうしても出てきますから、そういう名簿づくりとかあるいは教材、教科、教具等の問題で弊害というのが必ず出てくるんですよ。その弊害のうわさ、風評をどういふふうにお打破するかということも、この参画を実現するため非常に大事なことでないかと思ひまして、どこかにこれが盛られていないかということをお2番目に感じました。

3番目、最後ですけども、講座をたくさんやっただいてはいるんですが、対象をどういふふうなターゲットにしているのか、一部回答いただきましたけれども、もうちょっと明確にされたほうがいいかなという感じがしました。

以上3点です。

【部会長】

いかがでしょうか。他の区も多分、区政モニターのようなものはやっけていて、似たような質問もあるかと思ひますが。

区同士でなくても都全体の調査、都の調査とか国の調査とかという中で、一度比較をしてみればと。

【説明者】

国の女性審議会委員の部分では、多少数値も持っけてございます。審議会等における女性委員

の比率のほうでいきますと、国が平成20年9月30日現在で32.4%、全体数がいくつでというまでは把握をしてございませんが、東京都は21.2%で、特別区の平均、23区の平均が30.3%という数値は持っております。

この中で私も新宿区のほうは、これは20年10月1日現在ですが36.8%という数字で、国、都、特別区の平均よりも上のほうには行っている。ただし、まだ目標としている40%には届いていないという、そういう現状でございます。

【部会長】

2点目の弊害の風評、弊害ということに対してどう防ぐかと。かなり難しい問題だと思うんですが、必ず揺れ戻しというのはございますよね。それに対してどうか。

【説明者】

学校現場では、教育委員会でさまざまな教育を当然していると思っています。男性、女性という部分は、それぞれの個性だと認識をしています。それと同時に、これは男女共同参画課と教育委員会で一緒につくっている冊子なんですが、「みんないきいき」ということで、小学校高学年に毎年配布をしまして、この中に例えば自分らしく生きること、男性と女性は違うよね、でも男性と女性は同じだよとか、そういった形で簡単にイラスト等も入れながら、学校現場の中で教育の中でこういったテーマを取り上げていただけるような形で、協力して冊子をつくって、啓発にも努めているところでございます。

3番目の講座の対象なんですが、講座はさまざまなテーマをつくりまして、特徴的なものは、例えば男性対象講座というのもやっております。これまで男女共同参画は女性の部分にスポットを当てていたんですが、やはり男性もいろんな意味で例えば、言葉の言い方が悪いかも知れませんが強くなってもらったり、男性にもいろんなことをわかっていただいたりという部分で、例えばお父さんを対象にして子どもとおもちゃをつくってみようという男性対象講座。おもちゃをつくる講座というのは教育委員会ですとか他の部でもやっているかも知れないんですが、私たちはその中で必ずお父さんに訴えている部分が、お母さんを抜きにしてお子さんと一緒になって、こういったものに夢中になっていただいて、また、その間お母さんは子育てから一時ですけれども解放されている、こういう時間をお母さんにつくってあげるのもいかがですか、というような形で、対象者の方に合わせた投げかけ、訴えかけをし、その中で男女共同参画ですとか男女平等という部分に気づいていただければ、と思っています。

あとは女性を対象にした講座ですとか、ちょっと年齢層を高くした講座ですとか。そのときそのときでさまざまな講座の対象者を絞りながらやっているものもございますし、当然どなたでも大丈夫ですという講座もございます。

以上です。

【部会長】

わかりました、ありがとうございます。

続いて、男女共同参画なんですが、ワーク・ライフ・バランスも男女共同参画課の担当ということで、このあたりも今、企業数が非常に少ないというあたりで、中小企業を中心に進めて



いるからというようなご回答をいただいております。ただ、ご回答の中で、平成20年度は37社から推進企業の申請があったにもかかわらず、結局認定が20社ということでしょうか。

【説明者】

はい。

【部会長】

これは私からの質問なのですが、例えば認定できなかった企業さんに、何でおたくは認定めだったのかというようなことの指導をしていらっしゃるのかどうか。また、次のコンサルタントの派遣ということなのですが、そういう企業に一応派遣して次年度は認められるようにというようなことをしていらっしゃるのかどうかというあたりをお聞きしたかったんですね。それと、1回認定したとしても、その企業がずっと本当にちゃんとやってくれるかどうかモニタリングというのも重要だと思うのですが、いかがでしょうか。

【説明者】

まずワーク・ライフ・バランス、これは平成19年10月から始めた新しい事業で、企業の中に仕事と生活の調和ということでワーク・ライフ・バランスを進めていただきたいという趣旨がございます。その中で企業が2つございまして、いわゆる認定企業、ワーク・ライフ・バランスを常にいろいろな取り組みをできている、また実績等もあるという認定の企業というものと、まだそこまではいっていないんだけど、これから推進したいという形でワーク・ライフ・バランス推進宣言企業という、申請をいただいた、例えば20年度でしたら37社はその認定をした企業と宣言をした企業という形で2つに分かれてございます。

ですので、宣言をいただいている企業はワーク・ライフ・バランスをこれから推進してください、もう一つ上の認定企業になっていただきたいということで、私どもはコンサルタントを派遣して、例えば就業規則を見直してみたりですとか、会社の中で働きやすい職場をつくるためのワークショップですとか、ワーキンググループの立ち上げを補助してみたりという形で、コンサルタントを活用しているところでございます。

ですので、認定と宣言という2つにご申請をいただいた企業が分かれるんですが、認定というのは一定の基準を満たして推進がよりできている。ただ、これから頑張っていこうということころも宣言企業という形で応援をさせてはいただいております。

それと、1度認定した企業でございますが、毎年、年に1回ワーク・ライフ・バランスの推進状況というのを調査させていただいております。ワーク・ライフ・バランスは4つ認定の分野というのがございまして、まず1つ目は子育て支援、次は地域活動支援、次は介護支援、そして働きやすい職場づくりという4つの分野でそれぞれ推進できている、これから取り組みたいというような形で認定をしてございますので、例えば1度認定を受けた企業が4つの分野のうち2つはできているんだけど、まだ2つができていなければ、その2つの中のどちらか1つでもとれるような形で、コンサルタントを活用して推進をしていただいたりというような、そういった支援もその調査をもとにして行わせていただいているところになります。

【部会長】

コンサルタントはどうやって選ばれていますか。

**【説明者】**

コンサルタントはプロポーザルをしています。平成19年度10月からの事業でしたので、平成19年度と20年度につきましては株式会社ワーク・ライフ・バランス社、こちらがコンサルタントになっています。

ちなみに、今年度につきましては、社団法人日本生産性本部、昔の社会生産性本部といったところですが、こちらのほうにコンサルタントを変更いたしました。今現在、企業の方がコンサルタントとして求めているニーズの中に、逆に本当の就業規則ですとか、例えば自分のところの経営状況を把握した上で、会社にとってどういったワーク・ライフ・バランスの進め方があるかという部分で、日本生産性本部が非常に力があると思ひまして、昨年度の末にプロポーザルを行いまして、今年度からは日本生産性本部がコンサルタントとして活躍していただいております。

**【部会長】**

他にいかがでしょうか。委員の方から。

**【委員】**

今のご説明で主要な部分は理解したんですけども、やはり中小企業は難しいというのは現実だと思うんですけども、しかし、多くの女性に多くの機会を与えるという意味では、中小企業にそういうことが大事な側面があると思ひます。この37社の規模とかそれから業種、それはどういうふうになっているんですか。

**【説明者】**

やはり中小企業、特に10人以下の会社が半分以上を占めています。

**【委員】**

結構、中小企業に焦点を当てていると。

**【説明者】**

そうです。ワーク・ライフ・バランスのこの認定自体は、大企業もちろん行うことができます。ただ、私どもは東京商工会議所の新宿支部とも連携をしまして、そちらを通じて会員企業が約3,300社ぐらいありますが、必要な都度ワーク・ライフ・バランス推進ですとか、その他の新規事業についても周知しています。ですので、やはり中小企業が主なターゲットになっているという部分はございます。

**【委員】**

業種もある程度、食品からサービス行から満遍なく。

**【説明者】**

多いのは、IT関連の会社が多いですね。最近、ベンチャー的な形で始められた会社で、例えば会社の知名度を上げていきたい、また、よりいい人材を確保したい、また、逆に人材の流失を防ぎたいという、そういうのもワーク・ライフ・バランスの一つの大きな目的になりますので、そういった部分ではIT関連の企業、あとは不動産業ですとか、そういったもの、さま

ざまにはなりますが、特にこのIT関連が一番多くなっています。

【部会長】

商工会議所で3,300と聞きますと、やはり数的にはなかなか大変ですよ。その企業さんの数と、その進めていく部分は、第3次産業中心になるんですか。第2次産業はないんですか。

【説明者】

例えば印刷業ですとか、あとは飲食業、数は少ないんですけども、あと小売りで眼鏡加工販売ですとか、野菜とか、ちょっとおしゃれな八百屋、そういう形の業種もございます。

【委員】

ワーク・ライフ・バランスが一番必要だと思われるのは新宿の地場産業、企業が経営者や何かに従業員も含めてこういうような認識を持ってくれたらいいなと思うところはなかなか対象になっていないようですね。回答いただきました中で、そういう意味での企業間の格差というのがかなり出るんだなという感じがしました。3,300社全部というわけにいきませんからね。

【部会長】

一応、評価としては適切であろうということで、現状維持という内部評価ですよ。

その3,300という数値から考えて、具体的に認定するとか、推進宣言するということだとすると、認定はともかく、例えば推進宣言ぐらいはもうちょっと目標値を大きくしていてもいいのかなと。また、今のところ待っている形ですよ。それを少し積極的に働きかけて、何かメリットといいましょうか、先ほどITの方たちは自分の企業名を高めたいということで応募してくるというようなことなんですけれども、何かこういう宣言をする、認定されることによるメリットというのを強調していくという作戦はいかがなんでしょうか。

【説明者】

メリットの部分でいきますと、まず金銭的・実践的部分では、商工融資、中小企業向けの産業振興課でやっています融資の中にワーク・ライフ・バランス推進企業の融資というのがございまして、利子の3分の2を区が負担し、3分の1の利子の部分をご負担いただくのと、あとは信用保証料を区が負担しますよということがございます。融資という部分は企業にとっては当然切っても切れないものになると思いますので、実利的なメリットという部分で1つございます。

また、私どもはホームページですとか、広報紙、新宿区の広報にもワーク・ライフ・バランスの認定を受けた企業は、今月この会社が認定を受けましたということ、必ずお知らせをしています。これは企業のイメージアップにつながっていくのではという部分がございます。

それと、実際にワーク・ライフ・バランスのメリットという中で、例えば仕事の働き方の見直しという1つのコンセプトがございまして、その中でいきますと、例えば残業時間短縮でこれに伴って企業オーナーの方からすれば残業代の節約、また光熱水費の節約というような部分、そういったまさに金銭的に直接跳ね返ってくる部分のメリットもございます。

あと私どもは、ワーク・ライフ・バランスを今さまざま手段を使って広報しながら企業の

方に呼びかけてはいるんですけれども、今度はこの認定を受けている企業の中から、いろいろな独自の取り組みですとか、他の模範となるようないい取り組みをしているなという企業を表彰していくことによりまして、よりワーク・ライフ・バランスという言葉の知名度も上げていきたいと思っておりますし、また表彰が受けられるならということで、企業のほうにも働きかけをしていきたいと計画をしています。

【部会長】

ワーク・ライフ・バランスという言葉は新しい言葉であって、まずそれを浸透していくという活動も含めてやっていただけるということですね。

【説明者】

はい。

【部会長】

この男女共同参画課に関しましては、いかがでしょうか。

【委員】

事業評価シートの事業の目的のところ「関係部署と連携して」と書いてありますね。これが大事だと思うんですよ。今ご説明があるように、その保証料や低利融資というようなインセンティブを高めるといようなことがあるでしょうし、均等法絡みで労働問題もある。子ども家庭部だけでなかなかやりづらい側面も持った大きな大切な仕事であると思うので、そういった意味で評価においても、この目的のところ書かれている観点で関係部署と連携してということやうたって、関係部門に協力しなきゃならないなというような認識を持たせるように内部評価されると、区全体として膨らんでいくんじゃないかと思えます。

【部会長】

ありがとうございました。

続きまして保育課、保育関係、計画事業の10「保護者が選択できる多様な保育環境の整備」に移りたいと思いますが、ここでも目標設定はどうなんだろうとか、保護者負担軽減補助金受給者の数の設定とかということをおもは聞いておりますけれども、この辺、保育課としてはどうお考えでしょうか。

【説明者】

計画事業10ということで、事業評価シート「事業の主な実施内容」のうち、1「私立認可保育園の整備」と2「認証保育所への支援」につきましては保育課が主管としてやっております。3「現在幼稚園と保育園の連携・一元化」につきましては、現在2所目、愛日子ども園、これは中町保育園と愛日幼稚園の一元化に向けて実施し、来年度それが現実化していくわけがございます。3所目としてはここに記載がございますように、西新宿子ども園建設ということで、これは西新宿保育園と西新宿幼稚園を一体化していくという事業でございます。

4「私立幼稚園保護者への負担軽減」、これは主に私立幼稚園保護者への入園料等の負担軽減補助ということで、主として学校運営課で所管しております。

ご質問が全体の中で見ておりますので、まずヒアリング項目 12の、適切な目標設定では改

善が必要としているが、目標についての上方修正の具体的な数値は提示できないのかというお尋ねについてでございます。

今、待機児童の保育園等の受け入れ枠の拡大をしているわけですが、待機児童が非常に現状としましては増えているというところでございます。こういった社会情勢の大きな変化に伴いまして、20年度までは次世代育成推進本部というところが大きく対策を練っていたところでございますが、今年の2月に、この下部組織としまして、区が区長部局並びに教育委員会と連携し、部課長で構成する待機児童解消緊急対策部会を設置したところでございます。これによりまして、区の公有地ですとかあるいは学校施設等、いかなる対策ができるかというようなことで、全庁挙げての区政の重要課題への取り組みを行ってきたところでございます。なお、8月までに4回、緊急対策部会を開催いたしまして、こちらの目標設定ですとか、あるいは今後どういった対策をしていこうかということ、この部会の中で検討しているところでございます。

実際にはご存じのとおり、認可保育園の定員拡大をしりですとか、認証保育所の増設あるいは延長保育実施への拡充などをして、この保護者が選択できる多様な環境の整備を図ってきたところでございます。平成19年4月には26名まで待機児童が減ったんですが、平成20年4月からは増加に転じて60名となりました。今年、21年4月には70名、8月には113名ということでございます。

こういった取り組みの中で、計画的に私立の認可保育所の整備ですとか、認証保育所の増設、あるいは保育園サービスの充実を図ってきたところでございますが、実際にはお子さんを保育所等に預けて働きに出る世帯が大変多くなっていることも事実でございますし、4月の申し込み者数につきましても、昨年は800名台だったものが今年は1,000名台に上る申し込みがあるなど、社会状況が非常に変わってきている中で、定員拡大のための事業拡大がどのようにできるかというような取り組みをしているところでございます。

続きまして、ヒアリング項目 13のところは、これは、今日係長が来ておりますので、詳細につきましても後ほど説明してもらいたと思います。保護者の選択の幅が広がったとしているが、その証明はどのような点からか、保護者負担軽減補助金受給者として1,239名という数字を出しているが、その根拠及びそれ以上の受給希望者がいた場合の対応策は、ということに対して、ご回答をさせていただいたところでございます。

幼児数が横ばいの中で区立幼稚園児が1,014人から985人に減少したのに対して、私立幼稚園に通う区民は1,417人から1,434人と17名の増、区内の私立幼稚園児25人増のうち21名が新宿区民であり、通園距離の短い区内の私立幼稚園を選択する傾向が出ているというところでございます。

人数につきましてもは各階層ともに8%の増加率を掛けて算定しているということで、今後の見積もりは支給限度額で算定しておりますけれども、ある程度実績に基づいて積算してまいりますので、1,239人を超える中で、想定の数で予算化をしていきたいということでございます。

保育園との絡みでは、保育園の待機児童は0、1、2歳の人数が大変多うございます。3、

4、5歳と幼稚園と絡むような年齢につきましては、保育園の待機児童としてはぐっと減っているところですが、その中でやはり私立幼稚園、あるいは区立幼稚園のほうへ保護者の方の選択で動いているような状況もあるように思います。

簡単ではございますが、以上でございます。

【部会長】

区立幼稚園児は減っているというのは、区立の幼稚園を減らしたのではなくて、定員を減らしていないのに区立の幼稚園には行かないで私立の幼稚園に行ったということですか。その要因というのは何かお考えですか。

【説明者】

ピークとして昭和53年に区立幼稚園としては4,800人を超える人数がいたわけですが、そのとき36園あったものが、今は21園まで減っているという状況があります。19年度に四谷子ども園ができたわけですが、そのときに4歳、5歳の定員が50人ということで、そちらの人数が減ったというはあるんですけども、全体として毎年何十人かの単位で公立幼稚園のほうは減っているという状況があります。

主に考えられるのは、私立幼稚園のほうの預かり保育であるとか、給食であるとか、そういったどちらかという保護者へのサービスの点が選ばれているというところがあるのではないかと考えています。

【部会長】

それは別の言い方をすると、現在の保護者のニーズに区立幼稚園が合っていないという言い方もできますよね。

【説明者】

そうですね。現在は区立幼稚園では給食は実施しておりませんし、預かり保育もやっていないというようなところがありますので、そういう意味では区立よりも私立のほうが対応してあるというふうには考えます。

【部会長】

新宿区としては、私立幼稚園への補助も出しているのですが、区立よりは私立というふうな誘導というか、できればそうあってほしいというような考えはないわけですよね。

【説明者】

そういうことではないです。

【部会長】

この辺は、こちらの書き方も問題だったのかなと思うんですが、予算定員を超えたというのは、例えばその年度に1,239人という予算を立てたのに申し込み者が1,400人だったというような場合どうなのかということをお伺いしたかったんですが、その点はいかがでしょうか。

【説明者】

この制度自体が国が定めています就園奨励補助金、それから東京都がやっている保護者補助金というのがあって、それに区のほうも加算をしているという形をとっているんですが、基本

的には上限額を設けていまして、実際に保護者が払った入園料と保育料の合算額までを上限として支払っており、予算額としてはそういった上限を関係なく設定されているという部分がありますので、ある程度の余裕がある予算になっています。

実際に予算の執行残がまだに出るという制度的なものになっていますので、1,400人ぐらい出たとしても賄える程度のものにはなっています。ただ、超えた場合には補正を組むなりという話にはなるかと思えますけれども、予算を精査するときにある程度余裕を持たせてその年の実績で算定するという形をとっていますので、オーバーするということはまずないという組み方になっております。

【部会長】

わかりました。足切りということはないと、申請して条件に合えば支給されるということですね。

【説明者】

減額するとか、そういったことは一切ないです。

【委員】

新宿区の場合に待機児童が増えるという社会的な背景の理由はどんなものがあるんですか。景気、不景気ということもあると思うんですけれども。

【説明者】

そうですね。現在私どもで把握しておりますのは、ご家庭でこれまでお子さんを見ていらっしゃる方のご主人が今回の経済状況の大きな変化の中で、仕事がなくなったりした場合、女性が少しでも家計を助けたいので就労をしていきたいとか、あとは育児休業制度がかなり定着してきておりますので、そういった意味では社会復帰をきちっとできる体制ができていっていることによる保育所へのニーズというのは確かにあると思います。ですから、今一番保育園が苦しんでいるのが1歳児、1年少しはご自分で育てて、そして就労復帰をしていくときには、1歳児ぐらいから保育園に預けて、仕事も子育ても両立していきたいというような部分の変化もあるのかなと思っております。

【委員】

現実には、見通しとしてはどうなんですか。調整中ということは意味はわかりますけれども、目標値としては。

【説明者】

新宿区の場合、4月の時点で何百人というような待機児童を出した自治体もある中で、これまで区長が本当に力を入れてまいりましたので、計画的に公立を例えば私立に民営化するときには定員の拡大をしていくとか、あるいは認証保育所という東京都の制度の活用を図りながら新宿区内に誘致をさせていくとか、非常に施設的にはきちっと対応させていただいております。21年度以降23年度までも、やはり私立に1園、そして今公募させていただいておりますが、大京町というところでは土木部の持っている土地を使って私立の認可保育所を誘致したり、これは昭和49年に最後に私立保育園が新規で建てて以来本当に久しぶりと。これまでは公立の保育

所を建てかえるときに私立への移行をしておりますので、そういった中では大京町については新たに、今80名規模で予定をしております。

それと、改築を必要としている部分については、何とかその施設全体を見直しながら、例えば四谷の今の保育園についても改修をする中で、ゼロ歳が実施されておりませんので、スペースを広げて定員拡大を図っていくとか、あるいは一定の期間ではありますが、分園設置ということで、信濃町保育園分園を、四谷3丁目の旧四谷第三小学校で仮園舎で使っていたところを引き続き使ったり、使える施設はあらゆるものを使いながら、一人でも多くの待機児を受け入れていきたいという考えでやっております。

今後22、23年、今年度もそうなんですけど、徐々にそういった計画を着実に進めていくところでございます。

【委員】

ありがとうございました。

【委員】

補助金についてなんですけれども、受給者数が1,239人が毎年の目標値になっているんですが、この目標が例えば100%を超えたとか超えなかったということが、その目標として適切かどうかというところをちょっと疑問に感じたんですね。というのは、目的のところに「保護者負担軽減補助金を充実し」というふうに書いてあるんですけれども、これ以上充実の仕方があるのかということと、これが例えば21年度の課題のところ「引き続き制度の周知を図っていく必要がある」と書いてありまして、制度が十分に周知されていないのでこの受給を受けた保護者の数が少ないので、周知をされたらその受給者数が上がっていくということであれば目標として適切だと思うんですが、既にこれで大体受けたい人が受けられている状況であれば、この人数というのは特に増える必要もなく、この数は無意味なものなのではないかとちょっと思ったんですね。

それからもう一点は、待機児童、主要なところで保育園の数を増やしたりとか、子ども園を開設したりとかということが目標水準の数値として挙げられているんですが、これをたくさんつくってもある地域にばかりつくっていれば、先ほどの近いところに通うという傾向からすると、遠くにたくさんあってもやっぱり待機している人数は減らないかもしれない。そういう意味では、やはり区民のニーズに合ったところに合った形でつくらなければ意味がないわけで、そういった意味では、待機児童の数を、もちろん景気の動向によってその人数が増えてしまったりというところでは難しいところもあるかもしれませんが、待機児童の人数を例えばゼロにするとかという目標値を設定するという方法はないのでしょうかという点です。

【委員】

個別目標の2に「子ども育ち・自立を地域でしっかり応援するまち」というのがあって、ここで待機児童の問題が出ているわけですね。ここでの評価で、目標の設定は適切だけれども、目的の達成が必ずしも十分じゃないというふうに評価されているんですね。計画事業10のほうは逆に目標の設定は改善が必要であるけれども目的は達成度が高いとなっているんですけれど



も、実際は非常にいいことをやっているんだから、目標はある程度いいことを掲げていると。ただ現実の世の中の変化、特に超高層マンションが急に出てきたりして、こちらのセクションでは把握し切れないようなものが出てきて待機児童が増えて困っていると。だから関連部署の協力も得てこうやりますということで、今のご説明からすると、こちらの個別目標の評価のほうはどうも何か認識がフィットするなど、こういうふうに思えたということで、ひとつ大いに頑張っていたきたいと。その目標はなかなかいい線を立ててやっていたらっしゃるけれども、現実がそれについていけない、そういう苦労していることを書いて、関連部署の協力を得るための場をつくったということでいいんじゃないかと思います。それが内部評価に出ていると、なおいいと思います。

#### 【部会長】

では、続きまして計画事業の11「子どもの居場所づくりの充実」、あと12「地域における子育て支援サービスの充実」に移りたいと思います。

子どもサービス課になるかと思いますが、どうでしょうか、子どもが質問としてヒアリング項目として挙げた内容について、子どもサービス課としてはどうのご意見をお持ちだったでしょうか。

#### 【説明者】

保育課で待機児童解消ということで、乳幼児のキャパを広げているわけですが、就学すれば学童クラブに入っていくということで、子どもサービス課としましても子どもの安全・安心に過ごせる居場所というのはこれから充実させていく必要があります。事業評価シートの計画事業11「子どもの居場所づくりの充実」では、放課後子どもひろば、これは文部科学省のほうから来ているところなんです、小学校の施設を使いまして子どもさんが放課後自由に自分の意思で安全・安心な場所で遊べる、こういった場所を今展開しているところで、23年度までには小学校29校全校で展開する予定です。

それから、2番目に学童クラブ数、この学童クラブもやはりキャパが足りない状態になってきていますので、いろいろ工夫して定員数を拡充する努力をしているところです。学童クラブについては、お父さん、お母さん両方が働かれて残業もあるということから、役所でやっている運営だけではなかなか保護者の方のニーズに応えていけないということで、業務委託化、民間活力を導入することで、時間延長を前後に設ける、長期休業中の受け入れ態勢を整える等、内容面でも運営面でも充実化を図っているところです。

計画事業12「地域における子育て支援サービスの充実」では、従来から中落合に子ども家庭支援センターというのがございますが、児童虐待が年々増えて相談件数もウナギ登りに上がっていることから1所では無理ということで、今後、新宿区内におけるバランスを考えながら増やしていくという中で、平成21年度、榎と信濃町で2カ所増えて今現在3所体制です。さらに23年度には旧東戸山の中に、仮称ではありますが、子ども総合センターという施設の中に家庭支援センターをもう1所設けることで、4所体制でやっていく計画が立てられております。これに向けて進んでいるところです。

それから、必ずしも保育園とか学童クラブのように両親が働いていなければ預けられないということではなく、専業主婦の方も預けられるような仕組みも必要ではないかということで、現在、榎町子ども家庭支援センターでひろば型一時保育という事業、時間は10時から4時という6時間、その中で4時間以内ということで、今年の6月からこういった事業を展開しているところでございます。

#### 【部会長】

今お話を伺いましたように、実は昨年度も来ていただいてお話を伺ったところです。子ども家庭支援センターの需要がどうなんだろうかということで、今回お話いただきましたように新しく建てられ、今後23年度までの中では4カ所で、難しいところで増えればいいのかということ、虐待件数の情報が増えればいいのかというわけではないですけれども、結果として虐待等の相談を受けやすい体制にしていくということは、行政としてはとても必要なことだろうと思います。今のご説明がありましたようにセンターの数は増えたということ、それに伴って相談が増えたというのが本当にいいかどうかということなんですが、それがいかに解決に向かったかどうかということがすごく重要なんだろうなというふうに思います。

まず、事業の11のほうからなんですけれども、例えば子どもひろばも最終的には全校23年までということなんですけれども、この進捗状況というのが少しスローペースではないかという気もするんですけれども。需要がどんどん出ている中から、できればなるべく早く、子どもひろば開設は文部科学省の事業ですから、文部科学省の予算等もあるかと思うんですけれども、そのペースということに関しては、いかがでしょうか。

#### 【説明者】

ヒアリング項目 16の、放課後子どもひろばを実施した校数での評価は適切か、また全校数の何%に当たるのかの表示をということなんですけれども、この事業は、19年度から開始して6校ずつ実施しているところです。22年度まで毎年6校ずつ4年、最後の23年度に残りの5校ということで29校ということなんです。ここは基本的に保護者の方、利用者側のニーズが第一優先。それから、学区域内における子ども側の居場所としての施設、学童があるかないか、そういったことを加味しながら順番を決めているところです。学校の空き教室等の関係、またはその予算を組んで施設を整備する関係、こういった実現可能性の問題から順番を決めさせていただいて、ほぼ6校のペースぐらいで順次進めていくのが妥当だと考えました。

あともう一つは、進めていく中で、19年度初めての事業でもございましたので、さまざまな問題点がありました。具体的に申し上げますと、学校によっては大きさ・規模が違う、施設の建ち具合によって死角になる部分がある、利用するお子さんの人数、規模も何百人というところから何十人という規模といろいろですので、安全見守りのために配置されるスタッフの人数についてもどうしたらいいのか。いろいろな問題を検証し、それを改善しながら進めていく上でも、学校の現場の状況を考えた上でも、6校ずつ順次進めていくのが適切だというふうに私どもは評価させていただいております。

全校数の何%に当たるかにつきましては、29校中20年度で12校ですので、これは41.3%で、

ご回答どおりのパーセントになります。今現在は18校でやってございますので、ちょっとパーセントは出していませんが、過半数超えておりまして、来年度の6校を今絞っているところ、こういう形で進んでございます。

【部会長】

今の回答ですと、やはり学校側の体制というのも一つあるということですね。

【説明者】

はい、大きいですね。

【部会長】

割とニーズのあるところで開校できる状況にはなっているというふうに考えていいですか。

【説明者】

なっています。そのように優先順位を決めてやっております。

【委員】

今ご説明があったような言い方で言えば、学校側の都合等でなかなか進捗しないといった場合に、そこに通っている子どもたちとしてみると、サービスが受けられないということになるわけで、受けられない場合に学校は学校なりに工夫して、何とかそれを乗り切っていくというようなことをしているならいいんですけども。学校側は施設の構造上の問題等がありながら、教職員の努力で工夫しているとか、そういうことでやっているのが実態なんですか。

【説明者】

他にプレーパークですとか、学童クラブがたまたまあるような場所でしたら、お子さん方も保護者の方におきまして、他のそういった利用する場所がないところに比べて優先度が下がりますので、利用できる施設がないところについては優先し、学校・教育委員会も連携をとりながら、施設の改修を行うなりして、何とかその年度に実施するように努力しているところでございます。

【部会長】

学童クラブを実施しているところとのダブリ、もしくは学童クラブかひろばか、どちらかが学校にあるのかどうかというあたりがすごく気になったんですね。校数でいきますと、29校という小学校があって、子どもひろばでいくつ、学童クラブでいくつという形になってしまうので、両方あるのがいくつなのかとか、そういうデータが出て、今おっしゃったように、今は学童クラブがあるから学童クラブのないところでやっていますというようなことがあると、私も読んで安心できる。学童クラブと子どもひろばというのは1つ大きな事業ですよ。それとの関連性が見えないということが1つございました。

【委員】

今ご説明のようなことであれば、「内部評価実施結果報告書」99ページの今後の取組方針のところの、20年度の状況なり21年度の評価のところ、検討していく必要がありますとか、区民ニーズにこたえていく必要がありますというよりは、現場の実態を踏まえながら、緊急避難が必要であれば緊急避難的に対症療法でもやるし、いろいろ工夫しているということですね。

何かこの表現は割合クールに書いておられるような感じがするんですけどもね。

【説明者】

状況認識、課題として学童クラブの利用時間の延長など区民ニーズにこたえていく必要がありますというのは、放課後子どもひろばではなくて学童クラブの方に対する課題として考えているんですが、これは、直営、区で運営させていただいているものと民営化されているところと、今は相半ばした形で進めているところなんですけど、保護者の方の働き方が多様化する中で、非常に学童クラブの延長を望まれる方が増えてきております。そんな中で今後も直営云々ではなくて、民営化、業務委託をさらに進めていく必要があるんじゃないかということで、この課題があるんだろうということで述べさせていただきました。ひろば事業については、特にここでは課題というふうには挙げてございません。

【部会長】

事業に関する点では、よろしいでしょうか。

【委員】

計画事業11「子どもの居場所づくりの充実」は、ヒアリング項目の中で業務委託をした業者に対する評価の問題で、1つは業者の寡占防止で複数事業者の参入を図っているということと、業者への評価というふうなことを協議しているというお答えをいただいたんですが、具体的に事業者の評価ということになりますと、一体どんな評価が検討できるのかなど。運営協議会を立ち上げて委ねるのかもしれませんが、評価項目とか尺度なんかはかなり難しいんじゃないかと思うんですね。そういう点でこの事業をやっている現場を見ると、本当に子どもと事業者が直接接触しているわけですから、非常に多様な対応が求められる。

具体的にどのような評価を今考えていますか。

【説明者】

ヒアリング項目でいきますと、14番のところですね。

事業者に対する評価はどうかということですが、現在学童クラブに関して業務委託化を進めているところですが、小学校の中に開設した学童クラブも業務委託しておりますし、児童館の中にあるクラブも民間事業者業務委託しているところがございます。

これにつきましては、委託が始まった年度から保護者の方、民生委員、育成会、PTAの方々を含めた形で、保護者会にさらに評価の部分も入れた運営協議会というのを必ずそれぞれの施設ごとに立ち上げていまして、当然区がそこには事務局として入っているわけなんですけど、子どもさんから直接アンケートをとって聞いたりですとか、保護者の方がお迎えに行ったりだとか、その事業者が学童クラブにおいて催すイベントの際に参加してみたりだとか、または保護者会というのを学童クラブでやりますので、そういうのに参加しているんな質疑をしながら、どのような形で子どもに対する児童指導が行われているのか、適切に運営されているのか、言葉かけですとか遊びの内容につきましても、集団遊びですとか伝統の遊びですとか、そういった内容につきましても一通り見た上で、今後もこの事業者さんに指導をお願いしていいのか、来年は変えたほうがいいのかだとかということを話し合う場所は十分設けられておりま

す。

評価項目につきましては、当初業務委託を始めるときに、プロポーザルをかけます。そのときに選定委員会というのを設けまして、その選定委員にも保護者の方にも入っていただいておりますし、その中に事業者に課すべき項目が全部出ていますので、そこで高い評価を得た事業者が入ってきています。その項目が基本的にはきちんと行われているかどうかというのも、この運営協議会の中で話されて、評価が高くて引き続き継続してもらいたいということであれば、そのまま翌年も特に選定委員会を開くことなく行われます。

ただ、5年たてば、嫌が応でももう一回選定委員会を開いて、改めてまた更新できるのか、他の業者さんに変わるのかということはあるので、そういう形でやらさせていただいてるところです。

【部会長】

運営協議会の中には、もちろん区のスタッフも入っていると。

【説明者】

入っています。

【部会長】

実際に保護者会等とか、運営している状況をときどき見にいったりということもなさっているんですか。

【説明者】

やっております。

【部会長】

わかりました。他はいかがでしょうか。

では、計画事業12の「地域における子育て支援サービスの充実」に移りたいと思います。ここは先ほど言いましたように、子ども家庭支援センター等の業務も入ってくるかと思えます。

ヒアリング項目の 17のところなんですけれども、何を指して行政が責任を持って実施することは適切ですという評価になったのかということをお聞きしておりまして、具体的な指標は、解決したケース数または解決に至らないが一定の成果があったケース数ですというお答えがあるんですけれども、昨年もここでの効果とか解決はすごく難しいという議論があったので、それはもちろん私もそう思います。でもここで一定の成果があったケースと言っているのは、ある程度解決には至らなかったけれども、改善したということなんでしょうか。

【説明者】

そうですね。こちらの 17についてご説明させていただきます。

初めに何をもち行政が責任を持って実施することが適切なのかというこの問いですけれども、これにつきましては、ここに書かれているとおり要保護家庭からの相談や虐待への対応をする関係で、さまざまな行政機関、東京都の児童相談所から医療機関、学校、保健所、警察、それから町会の会長さんですとか民生委員の先生方ですとか、いろんなところと連絡調整する関係で、これは民間事業者ではなくて、やはり行政そのものがかかわっていくことが適切なん

だという意味合いで適切と評価させていただいております。

それから、2つ目の具体的な指標ですけれども、子ども家庭支援センターの数という指標については、20年度は従来からある中落合1カ所だったので4分の1で25%、21年度、今年度には信濃町と榎ができていますので3カ所、これはパーセントは入っていませんが75ということになります。23年度に東戸山にもう1カ所できまして、100%になるという形での指標です。今、部会長がおっしゃられたように、ここの指標については、当初家庭支援センターにおける相談件数でやったんです。相談件数で900だとか1,000だとか出ているけれども、それで本当にいいのというご指摘を受けました。

私どもは当初は家庭支援センター1カ所立ち上げて、お困りの方はどんどん相談してほしいということで、まず気軽に相談していただく、敷居は高くないという意味で件数を伸ばしていくことが指標として挙げるべきだと考えました。これだけ浸透してきて、単に数が多ければいいのかと、先ほどのご指摘もございましたけれども、要はどういう対応ができたのか、安心できるような一定の解決にいったのか、改善の方向にいったのか、そういったところも今後指標として採ろうということで、この間ご指摘を受けた内容を今年度はセンターの課長に伝えることで、そういう件数を拾っていきましょうという動きに今なっております。その意味合いでここに書かせていただきました。

【部会長】

そうすると、次年度にはそのあたりが出てくるという。

【説明者】

そうですね、出していきたいと考えております。

【部会長】

ぜひよろしくお願ひいたします。

あとはいかがでしょうか。

【委員】

「平成21年度予算(案)の概要」に、行政評価、決算分析に基づく重点的、効果的財源配分、というのがありまして、そこに子ども支援センターの拡充で1億4,300万ついているということで、こういうことをやりますと書かれているわけです。「内部評価実施結果報告書」101ページのところの、21年度の評価の改革方針のところにはほぼそれと同趣旨を書かれて、21年度その予算がついたからそういうふうにするということだろうと思うんですが、今年の全体のところからそれが素直にそういうものが必要だというふうに取り取れない部分があって、何かこの最後の改革の方向というのがぼんやりと出てきているような感じを、全体の流れから受け取るんですけども、ここが目玉として大きな予算がついたということについて、どういうふうにお考えになっているか、その辺のところをひとつ明らかにしていただきたいと思っております。

【説明者】

今のところに大きな予算がついたという点では、やはりまず家庭支援センター自体の施設の改修で結構かかっております。信濃町におきましては、中の耐震のことも含めまして、それが

ら、もともと信濃町は児童館という形でした。ことぶき館もございましたけれども、児童館とことぶき館を完全に切り分けて、児童館の部分は子ども家庭支援センターというものとそれから児童コーナーということで、児童館の名称はなくなったんですが、児童館の機能はそのまま残しており、学童クラブも置いてやっている関係で、さまざまな内装の改修も行っております。

それ以外に、榎町のほうにおきましては、先ほど申し上げました子ども家庭支援センター内において、ひろば型一時保育という今年度21年6月からスタートさせた事業がございます。これにつきましては、専業主婦の方も一定の時間数、一定の日数と限られて、なおかつ有料ではあるんですけれども、子どもさん方を気軽に預ける場所を設けるということで、とりあえず1所で、榎町の家庭支援センターの中に設けたということ。

それからもう一点は、改革方針の中に書いてございますように、相談管理システムを導入しというのがありますが、これは業者委託をしてプログラムを組みまして、これまで中落合1所でやっていたものを今現在3所になっておりますが、それぞれリンクさせて情報を共有化して少しでも早く解決に導いていけるような、相談体制にも寄与できるような情報の共有化を図っていくという、そういったシステムを導入するというのが一つの大きな目玉と。単に相談箇所数を増やしたというだけではなく、それぞれがリンクして連携して対応していけるようにしていく、こういったシステムを導入するというのが一つの目玉になってございます。

#### 【委員】

増え続ける子育て相談や虐待防止への対応というものの機能面の充実という面での施設の増強もありますけれども、いわゆるそのソフトの部分の増強も結構やっておられるんだなというふうにとれたんで、そういうソフトの充実みたいなニュアンスがもうちょっと色濃く出ていたほうがいいような感じがしました。

#### 【説明者】

ありがとうございます。

#### 【委員】

ヒアリング項目 17になります。この新宿区の虐待防止に取り組む一つの姿勢のあらわれだと思いますけれども、依然として虐待が減らない、むしろ増えているというのが日本の現況です。新宿区でも、最悪のケースがある可能性もあるわけですね。そういう点で今度は子ども家庭支援センターが4カ所開設されるということについては、私は昨年に続きまして高い評価をしたいと思います。

いずれにしても、多くの方がこのケース会議等で協議をするわけですから、大変高度な個人情報があるわけですね。したがって、行政の責任でこの事業を展開していただき、該当者の個人情報を固く守っていただきたいと思っております。そういう点では行政が責任を持つということはまさに高い評価ができることだろうと思っております。

このところにも昨年に引き続きまして、一定の成果があったケース云々ということがございますが、今、部会長がおっしゃるようなことで改善していただいたのは大変ありがたく思っております。このケース会議に挙げたケースだけでも、件数として、成果として、私は挙げて

もいいかなと思っております。

新宿区のこのケース会議等、あるいはケース会議の構成メンバー等、大変私はモデル的な事業だと思いますので、引き続きこういう体制を進めていただき、虐待防止に寄与していただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

【委員】

その予算のところは、そういうふうなニュアンスで書いてあるんですね。

そうすると施設とか、そういうニュアンスに傾斜し過ぎているかなと、今委員が言われたような機能というか役割というか、そういうレベルで評価をしていただいたほうがいいんじゃないか。

【部会長】

ちょっとまた異質と言っはいけないんですけども、絵本の読み聞かせ事業というのでしようか、絵本配付というのも同じ事業12の中で行われておりまして、これは何で対象者を拡大したのかという聞き方をしているんですけども、第二次子ども読書活動推進計画ということで、これは区で立てているんですか。

【説明者】

子ども読書推進計画は区がやっている計画です。所管は中央図書館。教育委員会と中央図書館で所管しているんです。

【部会長】

中央図書館がやっている母親の読み聞かせとかというものとリンクしていくわけですね。

【委員】

そうですね。この読み聞かせ事業は19年度までは保健センターの事業としてやっていたものを、20年度から中央図書館の事業としてやるとともに、21年度は3歳児も対象として拡大したというものです。

【部会長】

健診のときに絵本の読み聞かせをするということですか。

【説明者】

健診が3～4カ月児と3歳児なので、3～4カ月児だけやっていたものをさらに3歳児のときにもやろうということで、取り組みするというものです。

【部会長】

その辺は中央図書館のほうにも私どもは多分聞いていたと思うので、子どもサービス課で拳がっていますけれども、実施は中央図書館なんですね。

【説明者】

この地域における子育て支援サービスの充実という事業は、いくつかの枝事業に組み立てられていまして、その1つが「絵本でふれあう子育て支援事業」、これは中央図書館の事業がこの計画事業の下位に組み込まれているということです。

【部会長】



計画事業24「子ども読書活動の推進」、ここですね。第二次新宿区子ども推進計画に基づき、という部分がございます、それが結局こと連動していくということですね。

【説明者】

この事業も含めて地域における子育て支援サービスの充実を形づくっているということです。

【部会長】

なるほど。子どもサービス課としては絵本を配付して、それが事業指標の4番になって、参加者の割合として65%だったのが66%で目標を一応クリアしたということになったと。

【説明者】

シートを取りまとめるときに、教育委員会にこの内容を照会いたしまして、このシートの中に組み入れてつくっているということでございます。

計画事業評価の主体はこちらという。子どもという切り口でしたときに、かなりオーバーラップするところもありますので、こういうたまたまに今なっているということでございます。例えば、先ほどの保育の保護者が選択できる多様な保育環境の整備のところでも、子ども家庭部の事業と教育委員会の事業が一緒になって一つの政策をつくっていくというようなことがいくつかございます。

【部会長】

ここは目標値をクリアしたわけですが、ずっとこの目標値でいこうということなんですか。

【説明者】

そうですね。65%の意味が教育委員会のほうで述べているのが、実績を考えて現実的なというふうなことでお答えをしているようですけれども、19年度末で63%ですので、このまま65%がいいのかどうかというのは、教育委員会のほうにも、そういうご意見が出ているということでは伝えたいと思います。

【部会長】

この評価というのは子どもサービス課でしているものではなくて、教育委員会の評価を子どもサービス課の計画事業として取りまとめているだけと。

その辺が、今度は教育委員会が目標値を既に20年度でオーバーしているんだから、80%にしようとなれば、こっちは80になっていくわけですね。

【説明者】

そうですね。ご意見は私どものほうから伝えておきたいと思います。

【委員】

子ども家庭課長としてのお仕事は、あまりここに出てこないですね。

【説明者】

個別の事業としては少ない、所管の持っている事業としては少ないということですが、次世代育成支援計画という子どもに関する計画を取りまとめております。

【委員】

それは内部評価かどこかに出ているんですか。

【説明者】

計画事業ではございませんので、出ていないです。

その他虐待の防止のネットワークの事務局になっています。主体となっている子ども家庭支援センターの事業というのはサービス課の事業ですが、子どもサポートネットワークというのは、さまざまな分野の方々に集まっていただいて組織しておりますので、こちらのほうは全体を取りまとめさせていただいております。

【部会長】

ありがとうございました。特に委員の方はよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【部会長】

今日は長い時間ありがとうございました。

< 閉会 >